

第327回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和6年5月24日（金）午後3時00分～午後3時55分

2 場 所：千葉市役所新庁舎高層棟3階 L会議室303

3 出席者

（1）委員：岡田知也委員、大賀紀代子委員、赤澤加奈子委員、板谷和也委員

松浦健治郎委員、福田浩子委員、長谷部衡平委員

（2）行政庁職員：秋葉建築部長、竹田宅地課長、山本審査第一班主任査、鈴木審査第二班主任査
佐藤審査第二班主任査

（3）事務局職員：前田建築管理課長、富士計画調整班主任査、林計画調整班主任技師

4 議 題

（1）審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」
に該当する開発行為

イ 議案第2号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」
に該当する開発行為

ウ 議案第3号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第4「準公益的施設の建築」
に該当する建築行為等

エ 議案第4号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」
に該当する建築行為等

オ 議案第5号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第14「建築物の用途変更」
に該当する建築行為等

カ 議案第6号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第20「高等学校及び特別支援学校の増築等」
に該当する建築行為等

(2) その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第3号

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第4号

本件は許可相当とすることに決定した。

オ 議案第5号

本件は許可相当とすることに決定した。

カ 議案第6号

本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は令和6年6月28日（金）と決定した。